

# 住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書

## (全項目評価書) (案) の概要

### 1 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について

特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱う事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第28条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報の漏えい等の発生リスクやリスク軽減のための措置等を整理・評価し、特定個人情報保護評価書として作成・公表することとされています。このため、住民基本台帳ネットワークに関する事務についても、特定個人情報保護評価書(以下、「住基評価書」という。)を平成27年5月に作成・公表し、これまで必要に応じて見直しを行っています。

### 2 住基評価書(全項目評価書)の変更理由

国において、国外転出者による個人番号カードの利用等を実現するため、住民基本台帳法等の改正が行われ、現在、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を本人確認の基盤として活用する附票連携システムの整備が進められています。

これを受けて、県においても附票連携システムを使用する際に、特定個人情報ファイルを取り扱うことが予定されるため、番号法第28条に基づき、当該システムに関する事務について、特定個人情報の漏えい等の発生リスクやリスク軽減のための措置等を整理・評価する必要があり、その結果を住基評価書(全項目評価書)に追加するものです。

### 3 住基評価書(全項目評価書)の主な変更事項

住基評価書(全項目評価書)の各項目について、附票連携システムに関する事項(住民基本台帳ネットワークシステムに準じた取扱い)を追加する。

項目	項目の内容 ※下線部分を今回追加
① 取り扱う事務	・ 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 ・ <u>附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u>
② 対象となる者	・ 県内の市町村の住民基本台帳に記録された者 ・ <u>県内の市町村の戸籍の附票に記録された者</u>
③ 取り扱う情報	・ 本人確認情報(4情報(「氏名,住所,生年月日,性別」をいう。以下同じ。)),個人番号,住民票コード及びこれらの変更情報 ・ <u>附票本人確認情報(4情報,住民票コード及びこれらの変更情報)</u>
④ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(対象ファイル)	・ 都道府県知事保存本人確認情報ファイル ・ <u>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u> ・ 符号取得ファイル